

札幌市地区防災計画の提案に関する要綱

〔 令和2年12月7日
危機管理対策室長決裁 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第42条の2に基づく、札幌市防災会議(以下「防災会議」という。)に対する、札幌市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)へ地区防災計画を定めることの提案(以下「計画提案」という。)に関する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(計画提案の要件)

第2条 計画提案は、地区居住者又は活動主体に属する者(以下「地区居住者等」という。)が、共同して提案できるものとする。

2 前項の活動主体は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者で組織された自主防災組織又は町内会
- (2) 本市に事務所を有する事業所
- (3) その他防災会議会長が適当と認めるもの

3 計画提案の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区居住者等が協力して実施する防災・減災に向けた取組内容で、平常時、災害発生時別に組織体制、活動方法等を具体的に定めた内容
- (2) 地区防災計画ガイドライン(平成26年3月内閣府(防災担当)作成)に沿った内容

(提案書等の提出)

第3条 計画提案を行うものは、次に掲げる書類を地区防災計画の対象となる地区を所管する区長へ提出するものとする。

- (1) 地区防災計画提案書(第1号様式)
- (2) 地区防災計画素案
- (3) 地区居住者等であることを証する書類
- (4) その他防災会議会長が必要と認める書類

2 地区防災計画の対象が複数の区となる場合、計画提案を行うものは、前項各号に規定する書類を対象となるいずれかの区長へ提出するものとする。

(区長による確認等)

第4条 区長は、前条に規定する計画提案を受けたときには、第2条に規定する計画提案の要件に適合し、前条に規定する書類に不備がないか確認するものとする。

2 区長は、前項の確認の結果、計画提案の要件に適合し、かつ必要書類に不備がないものと認める場合は、地区防災計画提案書を受理し、地区防災計画素案の提出について(第2号様式)により危機管理監に提出するものとする。

(事前審査会)

第5条 危機管理監は、前条に規定する地区防災計画素案の提出があったときは、防災会議における審査を円滑に実施するため、地区防災計画事前審査会(以下「審査会」

という。)を設置し、防災会議に諮る前に事前審査を行うものとする。

- 2 審査会での審査項目は、別表のとおりとする。
- 3 審査会の委員は、危機管理監、危機管理部長、危機管理課長、災害対策担当課長、防災計画担当課長、地域防災担当係長及び防災計画担当係長とし、審査会長は危機管理監とする。
- 4 審査会は、審査会長が招集し、これを開催する。
- 5 審査会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数により決定する。
- 7 審査会長は、必要と認めるときに、書面により審査会を開催することができる。
- 8 前項の場合において、第6項の規定の適用については、審査に参加した者を出席者とみなし、その3分の2以上の承認をもって議事を決したものとみなす。
- 9 審査会長は、審査会の結果を事前審査結果報告書（第3号様式）により防災会議会長に報告するものとする。

(地区防災計画の審査)

第6条 防災会議は、前条に規定する事前審査の結果に基づき、提案された計画を地域防災計画に定める必要があるか審査し、審査結果に基づき、地域防災計画に定めることとする。

(審査結果の通知)

第7条 防災会議会長は、審査結果通知書（第4号様式）により、前条に規定する審査結果を地区防災計画の提案を行った代表者に通知する。

(準用規定)

第8条 第6条に基づき定めた地区防災計画を見直しまたは廃止しようとする場合は、第2条から前条までの規定を準用する。

(庶務)

第9条 この要綱に係る庶務は、危機管理局において行う。

(雑則)

第10条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度危機管理監が定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

| 分類 | | 審査項目 |
|-----|-----------------------------|---|
| (1) | 地区防災計画制度に対する理解・計画作成にかかる意思決定 | 対象地区で地区防災計画制度に対する理解が一定程度あり、計画作成に関して地区居住者等の中で意思決定がなされていること |
| (2) | 計画の作成過程 | 多くの地区居住者等により、地区防災計画及び対象地区の防災について検討するワークショップや勉強会、意見募集等を行っていること |
| (3) | 計画の対象範囲の設定 | 対象地区の範囲が明確になっていること |
| (4) | 計画の目的・目標 | 活動の目的・目標が決まっていること |
| (5) | 地区の特性の把握 | 災害リスク等、地区の特性を把握していること |
| (6) | 具体的な防災活動 | 平常時や災害時の活動など、地域で行う防災活動について検討していること |
| (7) | 札幌市地域防災計画との整合性 | 札幌市地域防災計画に抵触していないこと |
| (8) | 地区防災計画の周知 | 作成した地区防災計画の地区居住者等への周知を予定していること |
| (9) | 計画の見直し | 計画の適宜見直しを規定していること |

(第1号様式)

年 月 日

(あて先) 札幌市防災会議会長

団 体 名
代表者氏名

地 区 防 災 計 画 提 案 書

災害対策基本法第42条の2に基づき、下記のとおり札幌市防災会議へ提案します。

記

1 地区防災計画の提案を行う者の代表者

| | |
|-------|--|
| 団 体 名 | |
| 代表者氏名 | |
| 住 所 | |
| 連 絡 先 | |

2 計画案概要

| | |
|----------------------|--|
| 名 称 | |
| 計画対象地区 | |
| 計画作成にかかる意思決定の過程 | |
| 多くの地区居住者等による検討の手法 | |
| 地区居住者等への周知の方法 | |
| (計画見直しの場合) 見直しの概要 | |

(第2号様式)

札 第 号
年 月 日

(あて先) 危機管理監

区長

地区防災計画素案の提出について

標記の件について、下記のとおり計画素案の提出がありました。

「札幌市地区防災計画の提案に関する要綱」第4条に基づく確認の結果、受理して問題ないものと認めますので、下記添付書類を提出します。

記

1 計画名称等

| | |
|-------|--|
| 計画名称 | |
| 団体名 | |
| 代表者氏名 | |

2 添付書類（添付書類に○、他に添付書類があれば空欄に追記）

| | |
|--|-------------------|
| | 地区防災計画提案書（様式第1号） |
| | 地区防災計画素案 |
| | 地区居住者等であることを証する書類 |
| | |
| | |

（ 区総務企画課 担当： ）

(第3号様式)

札危管第 号
年 月 日

(あて先) 札幌市防災会議会長

地区防災計画
事前審査会会長
(危機管理監)

事前審査結果報告書

札幌市地区防災計画の提案に関する要綱第5条に基づく地区防災計画事前審査会による審査結果を報告します。

記

1 計画名称等

| | |
|-------|--|
| 計画名称 | |
| 団体名 | |
| 代表者氏名 | |

2 審査結果

| | |
|-------|--|
| 審査実施日 | |
| 審査結果 | |

(第4号様式)

札危管第 号
年 月 日

(団体名)
(代表者氏名) 様

札幌市防災会議会長
札幌市長

審 査 結 果 通 知 書

災害対策基本法第42条の2に基づき提案された地区防災計画について、 年度札幌市
防災会議にて審査された結果を下記のとおり通知します。

記

1 計画案名称等

| | |
|--------|--|
| 名 称 | |
| 団 体 名 | |
| 代表者氏名 | |
| 計画対象範囲 | |

2 審査結果

| | |
|------|--|
| 実施日 | |
| 審査結果 | |